

若い力で元気創出ふるさと支援事業募集要領

令和6年3月18日
岐阜県農政部農村振興課

第1 はじめに

岐阜県には、県内の水田の1割程を占める約4千haの棚田があり、食料を生産する場としてだけでなく、美しい風景の形成や県土の保全、伝統・文化の継承など、多面的な機能を持っています。

しかし、過疎化、高齢化の影響から、集落機能の低下による農地や農業用排水路、農道、ため池などの適切な保全管理の困難化や鳥獣害の頻発、担い手不足による耕作放棄地の拡大などにより、日本の原風景ともいえる棚田の存続が危ぶまれています。

このため、若い力で元気創出ふるさと支援事業では、棚田保全に係る多様な課題やニーズに対応し、地域が元気になるための活動を実践する大学、短期大学、専門学校の学生等により構成される団体（以下「学生団体」という。）を募集します。

第2 募集の内容

1 活動対象地域

「ぎふの棚田21選」及び県内にある棚田

※棚田とは、傾斜度が20分の1（水平距離を20メートル進んで1メートル高くなる傾斜）以上の田んぼをいい、ほ場整備の実施の有無は問わない。

2 活動の内容

活動の内容は、若い力で元気創出ふるさと支援事業実施要領（平成24年8月30日付け農村第1096号農政部長通知。以下「実施要領」という。）第3に基づき、以下に掲げる活動を対象とします。（複数の組み合わせ可）

- ・地域の魅力と課題を調査する点検活動
- ・地域の方との話し合いによる活性化プランの策定
- ・遊休農地等の解消、利活用に向けた取組み
- ・農道や水路整備、農作業への支援活動
- ・体験型交流イベント等の企画、実践
- ・棚田のイメージアップに向けた取組み
- ・棚田の景観保全に向けた取組み
- ・棚田保全のための特産品の開発
- ・その他、棚田保全のための活動

3 事業の要件

応募対象の事業は、以下の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 活動の内容が、他の補助金等の対象とならないこと
- (2) 学生団体と地域との協働による取り組みであること

4 補助対象経費

補助の対象とする経費は、以下のとおりとします。

科 目	内 容
旅費	交通費（公共交通機関の運賃）、宿泊費などの移動に付随して発生する経費 ※ <u>宿泊費は宿泊実費とし、食費、日当などは含まず、一泊9,800円を上限とする。</u> ※レンタカー等を利用する場合は使用料及び賃借料に計上する。 ※自家用車による移動の場合は、移動距離1kmあたりに37円を乗じた額とする。（1円未満切り捨て）
消耗品費	事務用品等
燃料費	機械等の燃料
印刷製本費	印刷業者等に発注するチラシ、ポスター等の作成、資料の印刷、写真の現像など ※学生団体で作成する印刷物は、所要経費を消耗品に計上すること。
通信運搬費	郵便料、運搬料等 ※他の用途との使用の区別が困難な電話・FAX代等は対象外。
保険料	ボランティア活動保険等
委託料	活動を推進するため、外部に発注する費用
原材料費	種苗代、コンクリート材料費等
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等リース料、レンタカー等借上料など

〈対象経費に含まれないもの〉

- ・学生団体の人件費や運営費、既存の活動費、食料費等
- ・学生団体外の者に対する謝金、旅費（学生団体による活動が基本のため）
- ・支援事業で使用したことが明らかでない経費（電話・FAX等）
- ・備品購入費（単価が5万円以上のもの及び単年度（活動年度）又は一度の使用で消費されると認められないもの）
- ・支援事業の実施に必要と認めがたい宿泊費（活動の内容等から宿泊する必要性が認められない等）
- ・その他、対象経費と認めがたい経費（支援活動に活用しない消耗品の購入等）

第3 補助額

1団体当たり300,000円を上限に、予算の範囲内で定額補助します。

また、特産品開発に取り組む場合は上限額を500,000円とします。

(特産品開発の要件)

内 容
以下の①～④、全てを満足する取り組みであること。
①棚田米等、地域の農産物（ジビエを含む）や資源を活用した取り組みであること。
②地域の農産物の消費拡大等、地域の所得機会の拡大への寄与が期待出来る取り組みであること。
③開発した特産品を実際に販売（試験販売を含む）する取り組みであること。
④評価会議の結果等に基づき、知事が適当と認める取り組みであること。

第4 採択予定団体数

3団体程度（1地域につき1団体を目安とします。）

第5 応募方法

1 応募の対象となる学生団体

大学、短期大学、専門学校に在籍する学生とその学校の教員（常勤）で構成する団体（任意グループでも可）とし、以下の要件に合致すること。

ア 学生3名以上かつ教員1名以上で構成すること。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

2 事業実施提案書の作成

応募に必要な以下の書類を作成してください。

提案書の書類は、日本産業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。

提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 事業実施提案書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 収支計画書（第3号様式）

(4) 団体の概要（第4号様式）

(5) 事業実施報告書（第5号様式）※昨年度から継続して事業を実施する場合

(6) 申請同意書（第6号様式）※活動する棚田の保全に係る地区の代表者の同意

(7) その他参考となる資料

3 提出部数

9部

4 応募受付期間

令和6年3月18日（月）から令和6年4月15日（月）17時15分まで

※郵送の場合は、追跡可能な郵便としてください。（期間までに必着）

※持参の場合は、開庁日にお持ち込みください。

5 提出先

岐阜県農政部農村振興課農村企画係

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号

6 内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

令和6年3月18日（月）から令和6年4月8日（月）17時15分まで

イ 質問書提出方法

質問事項がある場合は、質問書（第7号様式）を岐阜県農政部農村振興課あてにFAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公表します。

【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4074.html>

第6 応募に際しての注意事項

1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- (1) 受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要領に違反すると認められる場合
- (5) その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

2 複数応募の禁止

同一団体から複数の事業実施提案の応募はできません。

3 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

4 書類の返却

提出書類は、原則返却しません。

5 費用負担

提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

6 その他

- (1) 提案書の提出をもって、応募者が募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
- (2) 提出された提案書は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づ

く情報公開請求の対象となります。

- (3) 提案書の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を農村振興課に提出してください。
- (4) 令和6年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、募集を中止しますので、予めご承知願います。なお、これに伴い、応募団体において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。
- (5) 実績等について県が主催する会議や研修会等での発表を求められた場合、協力を願います。

第7 事業提案の選定

1 選定方法（プレゼンテーションの実施）

事業提案の選定は、学生団体のプレゼンテーションにより評価会議を行います。

なお、優秀提案者の選定にあたっては、評価項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、以下により事業提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、選定します。

ア 構成員は、「2 評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに採点を行う。

イ 構成員毎に採点の高い提案から順に下記のとおり順位点を付ける。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	…
順位点	1	2	3	4	5	…

ウ 構成員の順位点を合計し、順位点の合計が最も低い提案者より順位を付す。

ただし、同順位の場合においては、採点の高い提案を高順位とする。

エ ウに関わらず、満点の6割に満たない又は構成員の過半数が同一審査項目について配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外する。

オ 県は、ウの順位の高い方から予算の範囲内で優秀提案者として選定する。

2 評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

評価項目	評価内容	配点
妥当性	事業目的に合致しているか。	20点
実現性	企画内容の実現可能性、執行体制の堅実性など	20点
協働性	地域住民との協働活動が充実しているか	20点
発展性	事業完了後の継続した取り組みや発展が期待できるか	25点
経済性	事業費と事業内容のバランスなど費用の妥当性	15点

3 選定結果

選定結果は、速やかに応募者に通知します。

なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

4 評価会議

(1) 開催日時

令和6年4月下旬～5月中旬（予定）

後日、応募者に通知します。

なお、会議の招集が困難な場合は、Web会議システムの利用による開催とすることがあります。

(2) 開催場所

岐阜市内

後日、応募者に通知します。

(3) 提案発表時間（1件あたり）

学生団体によるプレゼンテーション 10分

委員との質疑応答 10分程度

(4) 注意事項

ア プレゼンテーションは事業実施提案書を使用して行うものとし、当日の資料配付等は認めません。

イ 応募者は、他の応募者の評価会議を傍聴することはできません。

ウ 指定時間に遅れた場合は、選定対象とはしません。

第8 事業費の精査

選定された提案について、評価会議での意見等を踏まえ応募者と事業費の精査を行いますので、応募時の事業費から減額される場合があります。

第9 補助金の支払い手続

1 事業の着手

事業の実施については、実施要領に基づく選定結果通知後、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「交付規則」という。）及び岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる活動として実施することができるものとします。（交付決定以前に活動したものの経費の支出や事業実施期間後に支出した経費は、原則、補助金の対象とはなりません。）

2 補助金の支払い

補助金の支払は、事業完了後の精算払を原則としますが、事業遂行上必要な場合は、四半期ごとの概算払により請求することができるものとします。

事業実施主体は、事業完了後、実績報告書を作成し、交付要綱に規定された期限内に

提出してください。提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知を送付するとともに補助金を支払います。この際、確定した補助金額を上回る額が既に概算払されている場合は、超過分を県に返還する必要があります。

第10 留意事項

1 補助金の経理

事業実施主体は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分し、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

なお、帳簿の整理に当たっては、前記「第2の4 補助対象経費」の科目ごとに整理してください。

2 消費税の取扱

事業に要する経費であり、補助対象経費に消費税を含んだ額を補助対象とします。

3 その他

(1) 事業実施期間

本年度の事業実施は、補助金交付決定の日から令和7年3月7日までであり、補助対象経費の確定は令和7年1月31日までとします。

なお、同一団体による同一地区での事業の実施は4年間を限度に継続可能ですが、毎年応募し選定されることが必要となります。ただし、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動に登録している団体は、4年を超えて事業を実施することが可能ですが、毎年応募し選定されることが必要となります。

(2) 業務の一括委託の禁止

事業実施主体は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(3) 個人情報の保護

事業実施主体は本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければなりません。

(4) 守秘義務

事業実施主体が本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

第 1 1 問い合わせ先

〒 5 0 0 - 8 5 7 0 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 (県庁 1 3 階)

岐阜県農政部農村振興課農村企画係

TEL : 0 5 8 - 2 7 2 - 1 1 1 1 (内線 4 1 7 7)

FAX : 0 5 8 - 2 7 8 - 2 6 9 8

e-mail : c11427@pref.gifu.lg.jp

別記

第1号様式（第5の2関係）

若い力で元気創出ふるさと支援事業実施提案書

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

〒 -
住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

若い力で元気創出ふるさと支援事業募集要領第5の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支計画書（第3号様式）
- 3 団体の概要（第4号様式）
- 4 申請同意書（第5号様式）
- 5 その他参考となる資料

《連絡責任者》

氏名：

電話：

Mail：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

若い力で元気創出ふるさと支援事業計画書

◆事業計画 (団体名:)

事業名称	実施における名称を記載してください。		
実施地域	[棚田名・市町村名] ○○棚田・○○市		
事業内容	※実施時期（スケジュール）、地域住民との協働が分かるよう具体的に記入		
翌年度以降の活動計画	（※実施を確約するものではありませんが、次年度以降の計画について記入してください。） 2024年度 2025年度 2026年度以降		
実施体制	統括責任者 ○○○○ 会計担当 ○○○○ △△担当 ○○○○		
事業費	千円	補助金申請額	千円

○別途、事業内容について資料等があれば適宜添付してください。

○変更計画書の場合には、変更内容を明示(見え消し修正等)して、提出してください。

収 支 計 画 書

[収入の部]

(単位：円)

科 目	金 額	積 算 内 訳
補 助 金		—
そ の 他		自己資金等があれば記入。
合 計		

[支出の部]

(単位：円)

科 目	金 額	積 算 内 訳
旅 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
委 託 料		
原 材 料 費		
使用料及び賃借料		
合 計		

○申請事業に係る収支予算を記入してください。(合計は事業計画書の事業費と一致)

○科目は、助成対象経費の科目別に記入してください。

○「収入の部」の合計と「支出の部」の合計は、同じ額になるようにしてください。

○外部への委託料を計上する場合には、必要とする理由を付記してください。

団 体 の 概 要

団 体 名 (代表者名)	(例) ○○大学 ○○隊 ※名称には必ず大学等名称を入れること	
団 体 の 概 要	[結成年月日： 年 月 日]	
こ れ ま で の 活 動 実 績 等	活 動 時 期	活 動 内 容
参 加 予 定 者 (計 名)	氏 名 (学生)	学部学科・分野・課程など
		氏 名 (教員)
備 考		

- 参加予定者欄が不足する場合には、適宜、別紙として資料を添付してください。
- 団体の規約や活動に関する情報誌等があれば、添付してください。

第5号様式

若い力で元気創出ふるさと支援事業実施報告書

(団体名：)

事業名称	実施における名称を記載してください。	
実施地域	[棚田名・市町村名] ○○棚田・○○市	
事業内容	※活動年 を記入 令和 ○年度	※実施時期（スケジュール）、地域住民との協働が分かるよう具体的に 記入
	令和 ○年度	
	令和 ○年度	
成果および課題	※令和6年度の事業計画との関係（課題への対応が令和6年度事業計画に反映されているなど）がわかるように記入	

○別途、事業内容について資料等があれば適宜添付してください。

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

〇〇棚田保存会 代表 〇〇 〇〇
(もしくは、〇〇地区 代表〇〇 〇〇 など)

若い力で元気創出ふるさと支援事業の申請同意書

〇〇〇〇〇(団体名)が実施提案する、若い力で元気創出ふるさと支援事業の実施について同意します。

岐阜県農政部農村振興課長 様

募集要領等に関する質問書

若い力で元気創出ふるさと支援事業募集要領等について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	団 体 名： 担 当 者 氏 名： 電 話： F A X：
質問事項	(募集要領のページ数を記載してください)
内 容	

※質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。